

2024年10月4日

医療法人社団啓神会
特定認定再生医療等委員会
議事録要旨
第5回 第2部

理事長 飯塚 聡介

医療法人社団啓神会特定認定再生医療等委員会
東京都新宿区四谷三栄町11番19-601号

医療法人社団啓神会特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第5回

2024年10月4日

啓神会特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

医療法人社団啓神会 M再生クリニック 変更届
第二種「自家脂肪由来幹細胞（ASC）を用いた変形性関節症治療」

第1 審議対象及び審議出席者

1. 日時場所

日時：2024年10月4日（金） 13：30～14：00

場所：東京都杉並区下高井戸 5-4-10 医療法人社団啓神会M再生クリニック

2. 出席者（敬称略）

（1）審査委員

a-1. 医学・医療1	鄭委員（再生医療等）、野島委員（生物統計等）
a-2. 医学・医療2	高山委員（分子生物学等）、高橋敦子委員（細胞培養加工）
b. 法律・生命倫理	井上委員（法律）、神里委員（生命倫理）
c. 一般	美濃口委員（一般）、和田本委員（一般）

（2）申請者など

申請施設からの参加者	飯塚翠、飯塚啓介
細胞加工施設からの参加者	飯塚聡介、木村奈津子
委員会事務局	飯塚喜世子、大味萌、アマル・マンドゥール

3. 技術専門員

なし

4. 配付資料

資料受領日時 2024年9月4日

（事前配布資料）

- ・ 再生医療等提供計画事項変更届書（様式第二）

- ・ 現在の登録内容
- ・ 新旧対照表・変更理由書
- ・ 変更を行った申請資料

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供基準チェックリスト

第2 審議進行の確認

1. 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

<p>成立要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 5名以上の委員が出席していること。 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者 ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者 ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者 二. 一般の立場の者 <ol style="list-style-type: none"> 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。
--

同第六十四条の規定する開催要件は次のとおり。

<p>成立要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 5名以上の委員が出席していること。 2 男性及び女性の委員がそれぞれ1名以上出席していること。 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者 ロ. 医師または歯科医師 ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者 二. 一般の立場の者

- | |
|--|
| <p>4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。</p> <p>5 一般社団法人再生医療安全未来委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。</p> |
|--|

事務局の大味萌が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

井上委員が議事を進行することにつき委員全員の同意を得た。

第3 審議及びそれ以外の質疑応答

第二種「自家脂肪由来幹細胞（ASC）を用いた変形性関節症治療」変更届

高山 培養方法が変更になっていることが気になりました。抗生物質が追加されておりますが、これはコンタミネーションなどの事象があり変更となったのでしょうか？

飯塚翠 当院で何かあったというわけではありません。

飯塚聡介 こちらはもともと使っていたものでしたので、単純に記載漏れのため追記いたしました。

高山 それでしたら大丈夫です。

第4 判定

井上委員より、本変更届は適切という判定でよいか委員に再度確認し、委員全員が承諾した。

1. 各委員の意見

(1)適 8 名

(2)不適 0 名

2. 委員会の判定

変更部分である細胞処理と投与方法も適切に管理され、患者のリスクが最小限に抑えられていることが確認し、安全性が確保されていると判断した。また、法規やガイドラインに準拠しており、変更箇所は法的・倫理的にも問題がないと判断した。以上により、委員会は変更届を「適切」と判定した。

以上

